

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

諫早市のハザードマップによると、当会の本所及び支所が立地する場所において、浸水の予想はされていない。

また、当会各支所の会員事業所が集積する地域においても浸水の予想はされていないが、各支所において一部の会員事業所に2m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

諫早市のハザードマップによると、五家原岳一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、五家原岳の麓には本所のある高来町があり、建設業者が多く集積している地域となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当会の本所がある高来町三部壺においては震度6弱以上の地震が今後30年間で5.8%の確率で発生すると言われている。また、森山支所がある森山町慶師野においては15.4%以上、西部支所がある多良見町化屋においては7.5%、飯盛支所がある飯盛町上原においては8.0%となっている。

(その他)

当会の本所及び支所が位置する場所ではないが、諫早市内中心部の本明川及び半造川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。

特に、昭和32年の「諫早大水害」において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この水害においては、死者・行方不明者数が630名と甚大な被害をもたらしている。

また、諫早市は内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,583人(令和2年4月1日現在)

・小規模事業者数 1,203人

【内訳】

業種		商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	117	88	
	小売業	314	258	
	建設業	354	335	
	その他	798	522	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・会員事業所へ対し、事業者BCPに関する国の施策の周知を行っている。
- ・会員事業所へ対し、事業者BCP策定セミナーの開催を行っている。
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進を行っている。
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯等）を備蓄を行っている。

II 課題

現状では、防災・減災に関する取組について、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年2回開催し、現在のBCP策定率1%を年2%ずつ向上させていく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、諫早市商工会、諫早市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会、諫早市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・諫早市商工会は商工会事業継続計画に相当する「諫早市商工会危機管理マニュアル」を作成している。

3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称) 諫早市事業継続力強化支援協議会(構成員: 諫早市商工会、諫早市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6弱の地震)が発生したと仮定し、諫早市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を諫早市商工会、諫早市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会、諫早市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・補助対象職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と諫早市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回連絡する
1週間～2週間	1週間に3回連絡する
2週間～1ヶ月	1週間に2回連絡する
1ヶ月以降	1週間に1回連絡する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、諫早市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・当会及び諫早市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会、諫早市の間で共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、諫早市から長崎県へ報告する。
- ・当会、諫早市の間で共有した情報を、本会から長崎県商工会連合会へ報告する。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、諫早市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

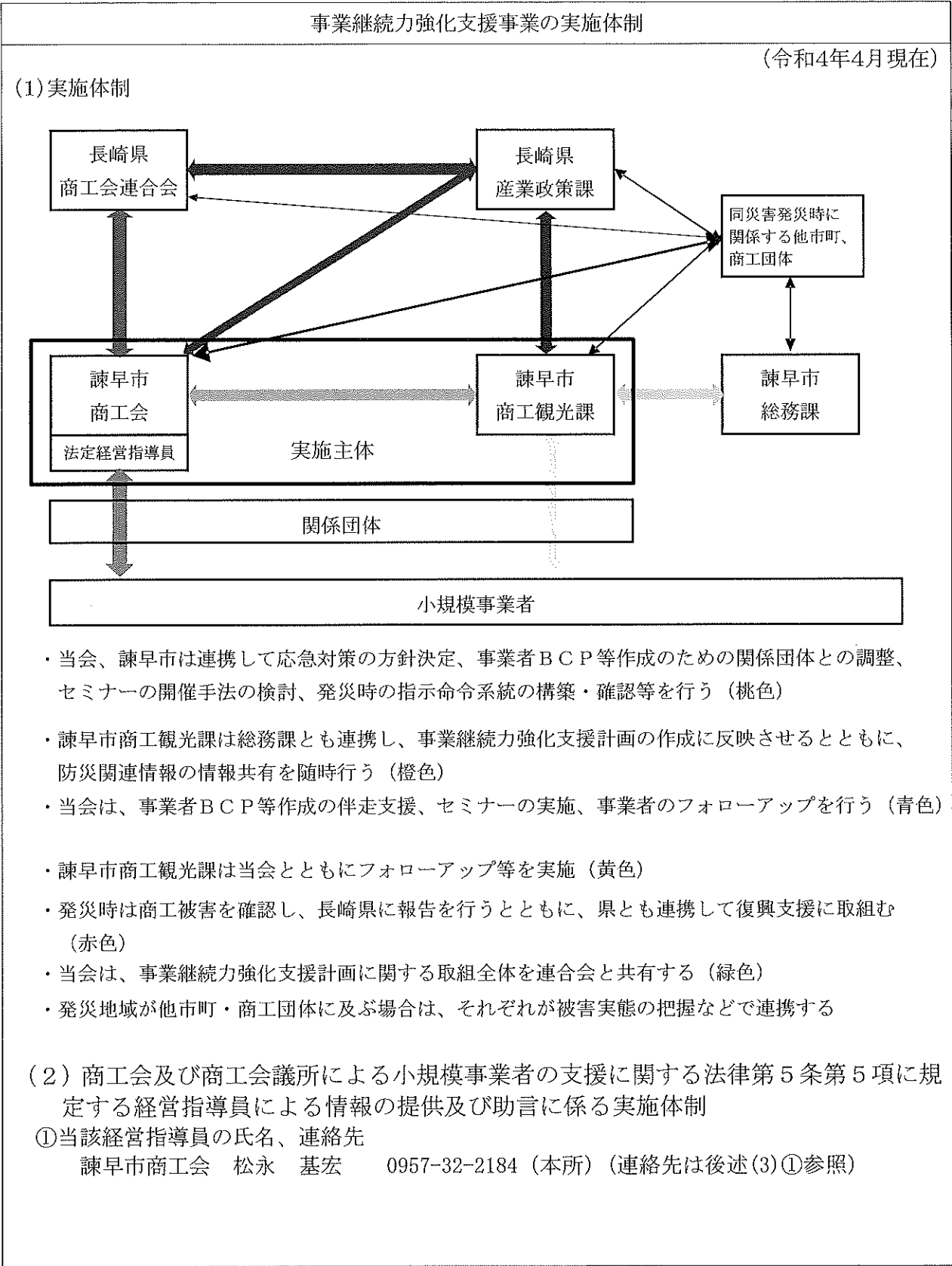
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①諫早市商工会

諫早市商工会 総務課

〒854-0132 長崎県諫早市高来町三部壺252-14

TEL：0957-32-2184 / FAX：0957-32-2291

E-mail：isahaya@shokokai-nagasaki.or.jp

②諫早市

諫早市役所 経済交流部 商工観光課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1

TEL：0957-22-1500 / FAX：0957-22-2462

E-mail：shoukou_kankou@city.isahaya.nagasaki.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、諫早市補助金、長崎県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等